

埼玉県建築物バリアフリー条例 を制定しました

埼玉県では、お年寄りや障害をお持ちの方など、誰もが利用しやすい建築物の整備をさらに進めるため、「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」(埼玉県建築物バリアフリー条例)を制定し、平成20年7月8日に公布しました。

この条例は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく条例で、銀行や店舗、ホテル、学校など多くの方が利用する建築物の出入口や廊下、エレベーター、トイレなどの整備基準を定めたものです。

バリアフリー法とこの条例で定められた整備基準は、建築確認申請手続等の審査事項となりますので、基準を守らない建築物は建築することができなくなります。

この条例は、平成21年4月1日から施行されます。

1. 条例制定の背景

(1) ハートビル法の施行

平成6年に施行された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称「ハートビル法」)は、不特定かつ多数が利用する一定規模以上の建築物の出入口・廊下等を高齢者、身体障害者等が円滑にできるよう、建築主に努力義務を課してバリアフリーの推進を図ることとしました。

(2) 埼玉県福祉のまちづくり条例等の制定

県では、平成7年3月に「埼玉県福祉のまちづくり条例」を制定しました。条例では、ハートビル法では対象となっていない延べ面積2,000㎡未満の建築物や公共交通機関の施設、公園、道路、路外駐車場を整備対象に含めました。

また、この条例とあわせて「埼玉県建築基準法施行条例」を改正し、一定の特殊建築物を対象として、出入口や廊下の幅などに関する規定を追加しました。

(3) 交通バリアフリー法の施行

平成12年に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が施行され、公共交通機関の車両や施設についての基準が定められました。

(4) ハートビル法の改正

平成15年4月にはハートビル法が改正され、対象建築物が追加されるとともに、一定規模以上の不特定又は多数が利用する建築物について、高齢者や障害者等が施設を円滑に利用するための整備基準が義務付けられました。

(5) 埼玉県福祉のまちづくり条例の改正

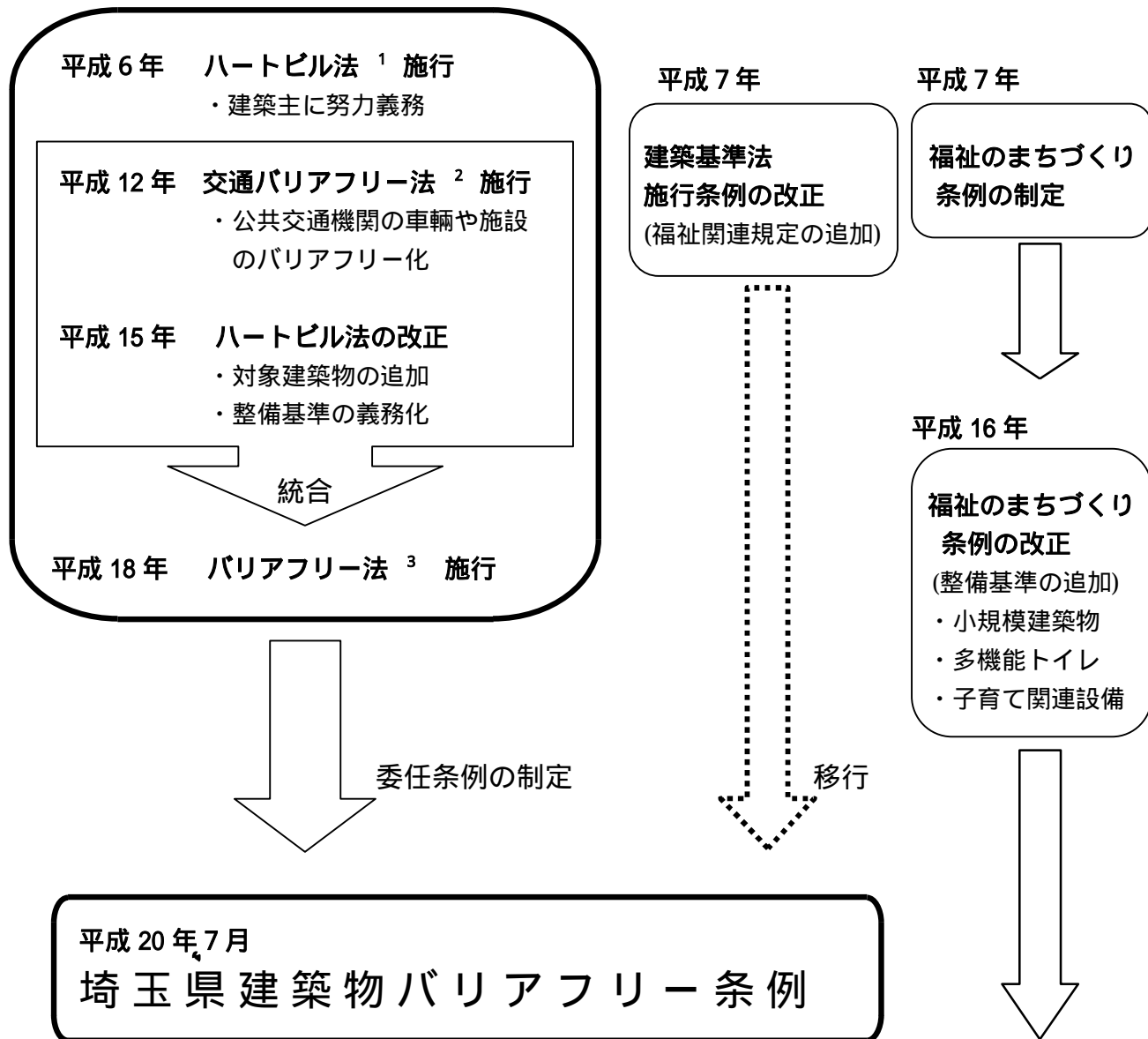
平成16年10月、県は、少子・高齢化の進行を踏まえ、福祉のまちづくり条例を改正して、小規模建築物(延べ面積200㎡未満)の整備基準を新設し届出対象としました。また、多機能トイレや子育て関連設備の整備基準について追加しました。

(6) バリアフリー法の施行

平成18年6月には、従来のハートビル法及び交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称「バリアフリー法」)が公布され、平成18年12月に施行されました。

国の動き

県の動き



- 1 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- 2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
- 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 . バリアフリー法と条例で定める主な整備基準

バリアフリー法に規定する主な基準

- ・ 車いすで円滑に利用できるように建物や居室の出入口の幅を確保します。
(80cm 以上)
- ・ 車いすが容易に通行できるように廊下の幅を確保します。
(120cm 以上)
- ・ スロープは緩やかなものとし手すりを設置します。
- ・ 建物へのアプローチに視覚障害者用誘導ブロック等を設置します。
- ・ 階と階の移動にはエレベーターで行けるようにします。
- ・ 車いすを使用する方が利用できるトイレやオストメイト対応トイレを設置します。
- ・ 車いすを使用する方が利用できる十分な幅を持った駐車スペースを建物の出入口の近くに確保します。

条例で追加した基準

- ・ 階段の両側に手すりを設置します。
- ・ 延べ面積が 2,000 m²以上の建築物のトイレにベビーベッドやベビーチェアを設置します。
- ・ 延べ面積が 5,000 m²以上の建築物には授乳やおむつ替えのためのスペースを設置します。

3 . 条例の対象となる主な建築物の種類と規模

バリアフリー法は、一律に床面積の合計が 2,000 m²以上（公衆トイレのみ 50 m²以上）の建築物に整備基準を義務付けていますが、条例では、建築物の種類によって整備基準が義務付けとなる面積を引き下げ、建築物の種類も追加しました。

これによって、日常的に利用する身近な建物においてもバリアフリー化が進められることとなります。

規模	バリアフリー法の定める主な建築物	条例で追加した建築物
すべての規模～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校 ・ 病院 ・ 観覧場、集会場、公会堂 ・ 保健所、税務署など利用者の多い官公署の施設 ・ 老人ホーム、福祉ホームなど ・ 老人福祉センター、児童館、身体障害者福祉センターなど ・ 博物館、美術館、図書館 ・ 銀行、郵便局 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 ・ 保育所（認可保育所）
150 m ² ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストア（物品販売業店舗のうち、特にコンビニエンスストアを引下げ） 	
200 m ² ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所 ・ 展示場 ・ 百貨店など物品販売業の店舗 ・ ホテル、旅館 ・ 公衆浴場 ・ 飲食店 ・ サービス業の店舗 	
500 m ² ～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場、映画館、演芸場 ・ 駐車場 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館、スイミング施設、フィットネスクラブ、ボーリング場、パチンコ店、ゲームセンターなど
2,000 m ² ～		<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション、アパートなどの共同住宅

4 . 条例で付加する整備基準

埼玉県建築物バリアフリー条例では、バリアフリー法の規定する整備基準に加えて、以下の整備基準を付加しました。

これらは、バリアフリー法の規定する整備基準とともに建築確認手続等の際に審査されます。

(1) 踊場を含めて、階段の両側に手すりを設置 (すべての条例対象建築物、第 5 条)

(2) 子育て支援設備の整備 (下表の建築物が対象)

- ・トイレにベビーベッド及びベビーチェアの設置 (第 6 条)
- ・おむつ換え及び授乳スペースの整備 (第 7 条)

6 条の整備対象となる主な建築物 2,000 m ² 以上	7 条対象 5,000 m ² 以上
幼稚園	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館	
集会場、公会堂、展示場	
百貨店などの物品販売業の店舗	
ホテル、旅館	
保健所、税務署など利用者の多い官公署の施設	
福祉ホーム、児童館、身体障害者センター	
体育館、スイミング施設、フィットネスクラブ、ボーリング場、パチンコ店、ゲームセンターなど	
博物館、美術館、図書館	
飲食店	